

1 構造改革特別区域の作成主体の名称

横須賀市

2 構造改革特別区域の名称

横須賀市国際教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

横須賀市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)豊かな地域資源

本市は、「開国のまち」としての歴史・風土、米海軍横須賀基地との交流、Y R P（横須賀リサーチ・パーク）や横須賀芸術劇場等による世界への情報発信、活発な草の根の国際交流など、豊かな国際性を有している。

その豊かな地域資源を活用し、地域に居住する外国人の中から、*外国語指導助手(ALT)、*国際教育指導助手(AIET)を数多く任命し、ネイティブスピーカーによる中学校、小学校の英語の指導を行うなど、国際理解教育を進めている。

（*英語を母語とし、教育資格または同程度の能力を証明する資格を持つ者）

また、Y R Pにおける情報関連産業・研究開発機能の集積、電子自治体としての先進的取り組みと他自治体とのネットワークによる広域連携、小・中学校等教育機関を含む公共機関の情報通信ネットワーク基盤など、先進的なIT環境を有している。このため、こうした地域特性を生かした、実践的で高度な「国際理解教育」、「ICT(Information and Communication Technology)教育」、「起業家教育」など、多様で先進的な新しい教育事業や、初等中等教育機関と高等教育機関、研究機関等の連携による新しい教育システム等の構築に向けた総合的な展開と情報発信において、高いポテンシャルを有している。

(2)少ない選択肢 - 多様な選択を可能に

本市においては、平成 14 年（2002 年）2 月に教育基本計画を策定し、国の教育制度改革の活用にとどまらない新しい教育環境の創造に取り組む方向性を示した。

しかし、横須賀市における私立学校の設置状況は、小学校は 1 校、中学校は 3 校（うち 1 校は休校中）、高等学校は 4 校のみとなっており、進学状況を見ても、公立小学校卒業生 3,790 人（平成 14 年度）のうち 94.4%が公立中学校に進学している状況にある。公立小学校から私立中学校への進学状況（平成 13 年度）を他地域と比較すると、横須賀市の 5.4%に対し、横浜市は 16.8%、川崎市は 18.5%、東京都 23 区平均は 19.3%となっており、横須賀市における私立中学校への進学が格段に少ない。さらに、平成 14 年度の私立中学校への進学者数の実に 90.5%が市外の私立中学校に進学しており、市内の私立中学校への進学者は市内公立小学校卒業生全体の 0.5%にすぎない。このことに象徴される通り、本市の現状は、市民に多様な選択が可能な教育環境が提供されているとは言い難いといえる。

以上から、本市は、構造改革特別区域制度を活用した新しい教育事業を展開する必要性と、先駆的な取り組みが期待できる豊かな可能性を有している。

5 構造改革特別区域の意義

(1) 教育基盤の充実

近年における国民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、教育に対するニーズも多様化・高度化しており、本市においても、こうした教育ニーズに対応する場と機会の提供が教育行政の課題となっている。また、地域産業の活性化や新産業の創出には、担い手となる創造的人材の育成が不可欠であり、そのための教育基盤の整備は不可欠である。

そのため、国際性豊かな地域特性を生かし、国際理解教育、ICT教育を身に着けた個性豊かな「21世紀型国際人の育成」を目標とした国際教育特区構想を推進するものであり、市域全体の公立小・中学校の国際理解・英語教育の充実を図るネイティブスピーカーの活用（人材の確保）と先駆的モデルである未来人創成塾（私立小中学校）の創設を 2 つの柱として成り立っている。

(2) 人材の確保 - 市町村費負担教職員任用

本市では、地域特性を生かした、実践的で高度な「国際理解教育」、「ICT (Information and Communication Technology) 教育」、「起業家教育」など、多様で先進的な新しい教育事業を展開する可能性を持っている。その一つに、地域に住む人材の活用があげられる。4. で述べたが現在、小・中学校で外国語指導助手、国際教育指導助手として、33名のネイティブスピーカーがおり、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上や、国際理解教育の推進に大いに寄与している。しかし、高い能力や資格 (TESOL, TESL 等) を有しながらも、現状ではあくまでも助手としての活動しか認められていない。

本市においては、「国際教育特区」構想の核事業である「未来人創成塾」でのネイティブスピーカーの活用を視野に入れ、先駆的に市立中学校においてネイティブスピーカーを正規教員 (常勤講師) として採用し、ネイティブスピーカーの正規教員としての活用を実践していくとともに、市立学校での英語教育の改善に役立てていく。

ネイティブスピーカーを活用することは、生きた英語を学ぶ貴重な機会であるとともに、外国語や外国文化等に親しむだけでなく、自国文化との違いを発見する機会に恵まれ、子どもたちを真の国際人として育成するためには効果的である。また、自分の英語がネイティブスピーカーに通じたという喜びが英語学習へのモチベーションを高めるといった効果ももたらす。

英語を話せるようになるには、なによりもまず、実践が大切であり、英語も実際に話せば話すほど上達する。ネイティブスピーカーをALTではなく正規教員 (常勤講師) として採用することにより、教科担任として単独で、日本語を一切使わずに、英語を英語で考える習慣を身に付けるといった教授法を用いた授業をカリキュラム編成から行うことができる。また、正規教員 (常勤講師) として採用することにより、研究拠点校による授業実践・カリキュラム研究に留まらず、ALTへの指導・助言、ALTの活用研究、研修計画策定支援及び研修講師など広範にわたる業務に対して積極的に関わってもらうことになる。

また、コミュニケーションにおいては、ジェスチャーや声のイントネーション、アイコンタクトや間のおき方など、言葉以外のコミュニケーション手段が非常に重要である。民族が違えば言葉が異なるように、互いの社会的背景やことば以外のコミュニケーション方法もさまざまである。日本にいながらそれらを身につけるには、ネイティブスピーカーと接する機会を多く持つことが必要であり、学校に常駐することにより、英語の授業時間のみならず、特別活動や課外活動を通じて、ネイティブスピーカーの正規教員と生徒が随時コミュニケーションを持つことにより、それらを学ぶことができるようになる。

常勤講師としての活用方法

前述したように今回採用を予定しているネイティブスピーカーの正規教員(常勤講師)の業務は広範にわたるが、非常勤では授業のみの勤務となるため、授業以外の研究指定校での勤務及び研究活動に支障がでる。

授業以外の業務については、主なものとして以下のものがある。また、併せてモデルとしての週スケジュールを別添により示す。

- ア 英語科教科会へ参加し、年間カリキュラムの作成、単元の指導・評価計画の作成、テスト問題及び評価・評定の処理等を行う。**
- イ 研究発表に関する業務として、研究紀要(指導の方針・実践記録・考察等)の作成、研究授業の実施及び研究協議への参加を行う。**
- ウ 英語教育を考える場合、中学校だけで完結するものではなく、小学校や高等学校との連携が重要である。連携を進めるにあたって、学校視察・ALT指導・研修・教育委員会との打ち合わせ等を行う。**
- エ その他、「総合的な学習の時間」等における国際理解教育など、英語科以外の授業を行う。**

また、直接生徒の教育に携わる者としては、朝会・生徒会活動・体育祭・文化祭・社会見学・キャンプなど学校行事といった学校の教育活動全体へ参加し、生徒理解や生徒との関わりを深めることが必要不可欠である。

配置計画

導入時 平成 16 年度に 2 校へ配置

= 実践的な指導研究及び市立学校の現状把握

- ・初年度(平成 16 年度)は、2 校を研究指定校(拠点校)として指定し、ネイティブスピーカーを教科担任の正規教員(常勤講師)として配置する。
- ・研究指定校(拠点校)において、指導形態(単独、T T 等)、時間割、教材など様々な角度から検証し、市立中学校における一番望ましい英語教育手法の開発を行う。
- ・研究指定校(拠点校)に配置されたネイティブスピーカー(常勤講師)は、研究指定校(拠点校)で上記について実践的な研究を行ないながら、他の中学校での授業実施、英語教科会の参加、研究発表、総合的な学習の時間における国際理解教育などの実施を通じて他校の英語教育の現状を把握し、英語教育のあり方の開発に役立てる。

研究指定校(拠点校)への配置 平成 19 年度に 5 校へ配置

= 実践的な指導研究及び担当中学校への巡回指導、研修によるノウハウの普及

- | | |
|-----------|-----|
| ・平成 16 年度 | 2 校 |
| ・平成 17 年度 | 3 校 |
| ・平成 18 年度 | 4 校 |
| ・平成 19 年度 | 5 校 |
- * 毎年 1 校ずつ、研究指定校(拠点校)を拡大する。

- ・研究指定校(拠点校)における指導方法などの実践的な研究成果を検討しつつ、学校規模や地域の実状やニーズにあわせて、順次研究指定校(拠点校)を拡充していく。
- ・また、研究指定校(拠点校)に配置されたネイティブスピーカー(常勤講師)は、学校における授業実施、英語教科会の参加、研究発表、総合的な学習の時間における国際理解教育などのほか、自ら担当する*学校グループに属する学校に対する直接の授業実施やALTの指導などを実践する。指導に当たっては担当地域にある学校を巡回するなどの直接指導やグループ研修の実施などによりノウハウを普及する。*学校グループ=地域、規模等によってグループ編成を行なう。1人が5校程度を見る。

6 構造改革特別区域の目標

横須賀市国際教育特区の目標は「21世紀型国際人の育成」である。

国際理解教育、ICT能力等を身につけた21世紀を担う個性豊かな国際人を育成する。

具体的には、国際教育特区は以下の5点を目標とするが、その整備は段階的に行う。

<「国際教育特区」の具体的目標>

- (1) 多様な学びの場の創出
- (2) 多様な教育システムの創出
- (3) 多様で高度な育成環境の創出
- (4) 多様で高度な社会教育環境の創出
- (5) 先駆的教育システムに係る情報発信によるわが国の教育の発展への貢献

First Step

- ・「国際教育特区」推進の基盤である人材を確保するため、特に有能な外国語指導助手等を810市町村費負担教職員任用事業の活用により正規職員として採用し、本市公立小学校・中学校の国際理解教育、外国語教育を積極的に推進する。

Second Step

- ・次の段階で、802構造改革特別区域研究開発学校制度の活用により、「未来人創成塾(学校)」を創設し、その機能を中核とした取り組みを進める。

構想の全体像

(1) 多様な学びの場の創出

国際性豊かな地域特性を生かし、国際理解教育、ICT教育を身に着けた個性豊かな「21世紀型国際人の育成」に向けて、市域全体の公立小・中学校の国際理解・英語教育の充実を図るネイティブスピーカーの活用(人材の確保)と先駆的モデルである未来人創成塾(私立小中高学校)を創設する。未来人創成塾(学校)の創設により、これまでにない新しい学校づくりを行うとともに、ITを活用した「スクール」の導入など、多様な学びの場の創出を図る。

(2) 多様な教育システムの創出

「未来人創成塾(学校)」において、わが国の将来を担う人材の育成を目指した、全国の先駆的モデルとなる実践的で高度な「国際理解教育」や「I

CT教育、「起業家教育」といった新しい教科の設定や小中高一貫教育課程の編成等を推進する。また、中長期的には「未来人創生塾（学校）」と市立横須賀総合高等学校をはじめとした市内高等学校との単位互換や連携事業により、「未来人創成塾（学校）」を起爆剤として本市のすべての教育機関における教育システムの改革の加速化を図る。

(3) 多様で高度な育成環境の創出

地域資源である基地内大学（院）、YRP 連合・連携大学（院）、県立保健福祉大学等の専門的人材を、「未来人創生塾（学校）」の教員として積極的に登用し、多様で高度な育成環境の創出を図るとともに、市立学校との単位互換や連携事業を通じて、こうした高度な育成環境の利用機会を幅広い市民に提供する。

その人材活用の最初のステップとして、有能な外国語指導助手等(ALT 等)に特別免許状を修得させたうえで、正規市職員として採用し、本市国際理解教育、外国語指導教育の推進役として登用する。

1. 本市児童・生徒の外国語コミュニケーション能力の向上を図り、国際理解教育を推進するため、外国語指導助手等の中から選考によって、特別免許状の授与を促す。
2. 特別免許状授与者を市町村費負担の教職員として採用する。

(4) 多様で高度な社会教育環境の創出

「未来人創成塾（学校）」における実績と成果を活用した中長期的な取り組みとして、多様で高度な社会教育環境の創出を図る。「未来人創成塾（学校）」における教育人材の交流を活かして、地域資源である、県立保健福祉大学、YRP 連合・連携大学（院）(別途構想中)等との連携の緊密化を図ることにより、社会人教育の機会を拡大するとともに、高度な知的財産の蓄積と活用を図る。

(5) 先駆的教育システムに係る情報発信によるわが国の教育の発展への貢献

本市が有する豊かな国際性や先進的なIT環境などを活用することにより、常に実社会における最先端の動向や技術を教育の場に反映することができ、全国の先駆的モデルの構築を図ることができる。こうした成果を、新しい「教育モデル」として先進的なITを最大限に活用して本市内外に積極的に発信することにより、わが国の教育の発展に寄与することを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構想全体を進める中では、先駆的な教育の実践により、「国際性」、「ICT能力」、「起業家精神」を有する優れた人材育成の充実が図られる。

今回の特定事業に関する効果としては、本市の地域資源(市内在住ネイティブスピーカー)の積極的活用による雇用創出と本市の国際理解教育及び外国語教育の充実を掲げることができよう。

具体的には ネイティブの先生による教科担任が実施でき、英語のカリキュラム編成が可能になる(独自性)、英語指導助手(ALT)への指導・助言の充実、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上が図られる。

具体的目標

英語に対する興味のある生徒が増えること(意識調査の実施)

研究指定校(拠点校)及びグループに属する中学校における卒業時の英語検定3級以上の合格者を次のとおりとする。

- ・ネイティブ教員配置3年後 … 2割
- ・ネイティブ教員配置6年後 … 3割

(*現在、市立中学校における英検3級合格者は平均すると1割に満たない。)

特区の将来的効果

効果は、当面は従来と比較した本市中等教育課程生徒に占める英検資格やTOEIC、TOEFL、パソコン検定、情報処理技術者資格などの、資格取得者や一定水準以上の得点の取得者割合が向上する。最終的には、外国語やICT能力をスキルとして身につけるだけでなく、これらのスキルを有効に活用することができる、豊かな国際感覚や、優れた情報収集・分析・プレゼンテーション能力を有する人材が豊富に創出されることが国際教育特区の効果である。国際教育特区での事業展開により、多様な選択が可能な教育機会の充実が図られる。将来的には「未来人創成塾(学校)」の創設による、新たな教育機会の提供によって市民等のニーズに応える。また、「未来人創成塾(学校)」などにおける講師等の地域からの雇用者数や物品購入、委託等の市内関連事業者への発注額によって地域経済が活性化する。なお、最終的には、「未来人創成塾(学校)」による優れた人材の創出による地域産業の活性化や市民活動等の活性化が国際教育特区の効果である。

8 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

当面は810によるネイティブスピーカーの正規職員採用をすすめ、未来人創成塾の事業実施主体が確定した後802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業、820 校地・校舎の自己所有要件を要しない小学校等設置事業を実施する。その他の事業については、中長期的に取り組むこととする。

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

先駆的モデルの実践 - 未来人創成塾の設置

本市では学校選択性をはじめ公立学校における教育改革に取り組んでいるが、公立学校では教員等の教育資源に限界があることなどから、迅速な改革を進めることに難しさがある。また、4.で述べた通り、市内の私立学校数が少なく、教育環境の選択多様性確保の観点から私立学校の新規立地が望まれる状況にある。このため、現行の法制度の枠組みを超えた新しい教育課程を実践する私立学校の立地を図ることにより、新たな教育サービスの導入と、これを起爆剤とした競争と連携による公立学校の教育改革の加速化を図ることが必要である。

そのため、構造改革特別区域制度を活用した「国際理解教育」、「ICT (Information and Communication Technology) 教育」、「起業家教育」など、新しい教育課程を実践する私立学校(未来人創成塾)の立地を図る。その未来人創成塾を中核として幅広く新しい教育事業を展開することにより、教育ニーズの多様化に対応するとともに、創造的人材育成の充実を図り、本市の文化、産業の発展に大きな効果が期待できる。

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業を活用し、英語による理科、数学などの授業を実施(イマージョンプログラム)、教科の追加(指導要領を超えた設定=ICT教育、起業家教育)などを実践する私立学校(未来人創成塾)を設置する。設置場所は、旧市立横須賀高等学校(平成15年3月廃校)跡地を予定しており、820 校地・校舎の自己所有要件を要しない小学校等設置事業を活用する。

また、本市が有する豊かな国際性や先進的なIT環境などを活用した、本市独自の新しい教育事業の展開により、わが国の教育の発展に寄与する先駆的モデル

ルとすることが期待できる。

将来的には、未来人創成塾を核にして市内に立地する県立保健福祉大学、Y R P 連合・連携大学院、基地内大学（院）等の連携や市民大学の拡充を図り、多様で高度な「社会教育環境の創出」をめざす。

別紙

1 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

横須賀市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

横須賀市教育委員会

事業の区域

横須賀市内全域

事業の実施期間

平成 16 年 4 月から特定事業としての役割が完了したと認められるまでの期間

事業の具体的な内容

外国語指導助手（ALT）や国際教育指導助手（AIET）として市立小・中学校で英語の授業や国際理解教育などに携わっているネイティブスピーカーのうち、母国の教員免許やTESOL・TESLなどの有資格者に特別免許状を取得させたいうで、市立中学校の外国語を担当する正規教員(常勤講師)として採用する。

英語を母国語としていない者に英語を教える資格

TESOL (Teaching English to Speakers of Other Language)

TESL (Teaching English as a Second Language)

5 当該規制の特例措置の内容

本市の特性

本市は、「開国のまち」としての歴史・風土、米海軍横須賀基地との交流、横須賀リサーチパーク(YRP)やよこすか芸術劇場等による世界への情報発信、活発な草の根の国際交流など、豊かな国際性を有している。また、本市の市立小・中学校に派遣しているALTは、全員が市内及び近隣居住者であり、なおかつ大学において教育学や英語を専攻した者やTESOLなどの有資格者も多数おり、市域内において良質な人材を確保できる環境にある。

横須賀市のALT等の状況

ア．主な採用条件

- ・英語を母語とし、教員資格又はこれと同程度の能力を証明する資格を持つ者
- ・学士号又は修士号を持つ者。
- ・小学校の国際教育指導助手については日本語が話せる者。
- ・1年間継続して勤務できる者。
- ・中学校は週3日、小学校は週2日、週10時間(月40時間)勤務できる者

イ．主な職務内容

- ・英語の授業、選択授業、総合的な学習、課外活動における指導
- ・日本人英語教師の英語力向上のための助言
- ・部活動や体育祭など学校行事に参加

ウ．平成15年度ALT等の内訳

- ・人数 中学校25名、小学校8名 計33名 *うち民間人15名
- ・経歴 英語を専攻した者 3名
- 教育学を専攻した者 3名
- TESOL/TESL 取得者 4名
- 学校・社会教育等への従事経験がある者 6名
- <内訳> 特殊教育 1名
- ソーシャル・ワーカー 3名
- カウンセラー 1名
- 学芸員 1名

規制の特例措置の必要性

社会、経済の様々な面でグローバル化が急速に進展しているなか、英語は母語の異なる人々の間をつなぐ国際的共通語として最も中心的な役割を果たしており、子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語である英語のコミュニケーション能力を身につけることが不可欠である。しかし、現状では、日本人の多くは英語力が不十分であり、文部科学省においても『「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想・行動計画』を策定し、我が国の英語教育の抜本的な改善を進めている。

その行動計画の中では、「ネイティブスピーカーの活用促進」として、教員定数の加配等を活用して優れたALT等の正規教員への採用を促進する旨が謳われているが、平成15年度からの3年間で300人程度としており、すぐに本市に配置される可能性が極めて低いため、先行して市費負担教職員として採用するものである。

本市においては、「国際教育特区」構想の核事業である「未来人創成塾」でのネイティブスピーカーの活用を視野に入れ、先駆的に市立中学校においてネイティブスピーカーを正規教員(常勤講師)として採用し、ネイティブスピーカーの正規教員としての活用を実践していくとともに、市立学校での英語教育の改善に役立てていく。

ネイティブスピーカーを活用することは、生きた英語を学ぶ貴重な機会であるとともに、外国語や外国文化等に親しむだけでなく、自国文化との違いを発見する機会に恵まれ、子どもたちを真の国際人として育成するためには効果的である。また、自分の英語がネイティブスピーカーに通じたという喜びが英語学習へのモチベーションを高めるという効果ももたらす。

英語を話せるようになるには、なによりもまず、実践が大切であり、英語も実際に話せば話すほど上達する。ネイティブスピーカーをALTではなく正規教員(常勤講師)として採用することにより、教科担任として単独で、日本語を一切使わずに、英語を英語で考える習慣を身に付けるといった教授法を用いた授業をカリキュラム編成から行うことができる。また、正規教員(常勤講師)として採用することにより、研究拠点校による授業実践・カリキュラム研究に留まらず、ALTへの指導・助言、ALTの活用研究、研修計画策定支援及び研修講師など広範にわたる業務に対して積極的に関わってもらうことになる。

また、コミュニケーションにおいては、ジェスチャーや声のイントネーション、アイコンタクトや間のおき方など、言葉以外のコミュニケーション手段が非常に重要である。民族が違えば言葉が異なるように、互いの社会的背景やことば以外のコミュニケーション方法もさまざまである。日本にいな

らそれらを身につけるには、ネイティブスピーカーと接する機会を多く持つことが必要であり、学校に常駐することにより、英語の授業時間のみならず、特別活動や課外活動を通じて、ネイティブスピーカーの正規教員と生徒が随時コミュニケーションを持つことにより、それらを学ぶことができるようになる。

前述したように今回採用を予定しているネイティブスピーカーの正規教員(常勤講師)の業務は広範にわたるが、非常勤では授業のみの勤務となるため、授業以外の研究指定校での勤務及び研究活動に支障がでる。

授業以外の業務については、主なものとして以下のものがある。また、併せてモデルとしての週スケジュールを別添により示す。

ア 英語科教科会へ参加し、年間カリキュラムの作成、単元の指導・評価計画の作成、テスト問題及び評価・評定の処理等を行う。

イ 研究発表に関する業務として、研究紀要(指導の方針・実践記録・考察等)の作成、研究授業の実施及び研究協議への参加を行う。

ウ 英語教育を考える場合、中学校だけで完結するものではなく、小学校や高等学校との連携が重要である。連携を進めるにあたって、学校視察・ALT指導・研修・教育委員会との打ち合わせ等を行う。

エ その他、「総合的な学習の時間」等における国際理解教育など、英語科以外の授業を行う。

また、直接生徒の教育に携わる者としては、朝会・生徒会活動・体育祭・文化祭・社会見学・キャンプなど学校行事といった学校の教育活動全体へ参加し、生徒理解や生徒との関わりを深めることが必要不可欠である。

要件適合性を認めた根拠

特別免許状を取得させたうえで、ネイティブスピーカーを市費負担教員(常勤講師)として採用するものであるため。

認定後の通知等の手続きの実施方法

認定後速やかに、現在本市のALTとして勤務している者のうちから、技量や人格などにより適格者を選出し、県に対して特別免許状授与の申請を行い、特別免許状授与後に本市の市立中学校の教員(常勤講師)として採用したい。

弊害の防止措置の内容

特別免許状教員(ネイティブスピーカー)による授業の状況やその成果を常にチェックするとともに、その成果を研究し、日本人教員による英語の授業に反映していく。

また、市費負担教員の勤務条件や業務内容をきちんと整理し、市立小・中学校の県費負担教職員や他のALTのモチベーションを下げないように配慮したい。

今後の展開

当初(平成16年度)は、2校を研究拠点校として指定し、ネイティブスピーカーを教科担任の正規教員(常勤講師)として配置する。研究拠点校の指定にあたっては、平成15年8月5日に開催する市立中学校校長会において、ネイティブ教員配置に係る意向調査票を配布し、9月3日の調査票提出締め切り後、本市教育委員会事務局生涯学習部学校教育課において調整のうえ9月5日までに決定する。また、併せて学校グループの編成も行う。

研究指定校(拠点校)において、指導形態(単独、TT等)、時間割、教材など様々な角度から検証し、市立中学校における一番望ましい英語教育手法の開発を行う。研究指定校(拠点校)に配置されたネイティブスピーカー(常勤講師)は、研究指定校(拠点校)で上記について実践的な研究を行ないながら、他の中学校での授業実施、英語教科会の参加、研究発表、総合的な学習の時間における国際理解教育などの実施を通じて他校の英語教育の現状を把握し、英語教育のあり方の開発を役立てる。

次年度以降、毎年1校ずつ研究指定校(拠点校)を増やしていき、平成19年度には5校とする。また、研究指定校(拠点校)に配置されたネイティブスピーカー(常勤講師)は、学校における授業実施、英語教科会の参加、研究発表、総合的な学習の時間における国際理解教育などのほか、自ら担当する*学校グループに属する学校に対する直接の授業実施やALTの指導などを実践する。指導に当たっては担当地域にある学校を巡回するなどの直接指導やグループ研修の実施などによりノウハウを普及する。

*学校グループ=地域、規模等によってグループ編成を行なう。1人が5校程度を見る。